

浜田市告示第 114 号

浜田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 239 号）第 3 条の規定により、令和 7 年 7 月 7 日から電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととする行政手続に次のとおり追加したことについて告示します。

令和 7 年 7 月 7 日

浜田市長 久保田 章 市

追加する行政手続 給付支援サービス